

重要なお知らせです。

事 務 連 絡

平成26年1月31日

障害福祉サービス事業運営法人(事業所)

代表者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

平成26年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の
届出について

日ごろより、都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

平成24年4月より実施しております標記の加算について、平成26年度の届出を下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

記

1 届出対象

都内障害福祉サービス事業所・運営法人等

＊法人単位でまとめて届け出ることも事業所単位で届け出ることも可能です。

2 提出期限

平成26年2月28日(金曜日)郵送必着

＊ 審査完了後、加算金は国保連合会経由で報酬と一緒に受け取ることができます。

＊ 期限を過ぎて提出されますと、加算金を受け取る月数が減りますのでご注意ください。

＊ **平成25年度に当該加算を算定されている事業者様についても、平成26年度に当該加算の算定を希望する場合、改めて平成26年度用の届出が必要となります(年度ごとの届出が必要です)。**

3 提出様式

東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー

<http://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspTop.php>

【書式ライブラリー⇒処遇改善助成金・処遇改善(特別)加算に係る様式類⇒平成26年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算】

書式ライブラリーにあわせて掲載している記入例等を確認のうえ、届出を御検討ください。

4 問い合わせ先

処遇改善事業専用ヘルプデスク(障害福祉)

電話 03-5320-4230